

交付図書の訂正について

令和7年9月4日付けで入札公告を行った「道央自動車道 北広島管内通信管路設置工事」に係る交付図書に一部誤りがありましたので、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和7年9月19日

契約責任者

東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長 宮入 徹往

【訂正図書】 特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」に記載しておりますので、ご確認ください。

正 誤 表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象

特記仕様書：4－2

訂正前

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格

主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。

(1) 主任（監理）技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

(2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4-2 配置技術者の工事経験

現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次の施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4－1(1)に示す資格を有している者でなければならない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

(工事経験) a) アスファルト舗装工事（高機能舗装（排水性舗装）を含む）を実施した工事

b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）

a) かつb) の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。

4-3 監理技術者の専任義務の緩和について

4-3-1 共通仕様書1－7－3（4）5）に記す特例監理技術者が兼務できる工事の工事範囲は以下の通り。

(対象範囲) 苫小牧中央ICから千歳ICを通過する市町村（苫小牧市、千歳市）

4-3-2 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなったときは適切に工事実績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。

4-3-3 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して共通仕様書1－7－3（4）8）で提出された内容の確認を行う。

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

(1) 共通仕様書1－9－2「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は、下表のとおりとする。なお、使用の目的は本工事の実施に限るものとする。

所 在 地	① 北海道苫小牧市字高丘（苫小牧中央IC管理用敷地） ② 北海道千歳市泉沢（千歳IC管理用敷地）
敷 地 面 積	① 約500㎡ ② 約200㎡
使 用 用 途	① 本特記仕様書6-1-1で示す発生材の仮置き場として使用するもの ② 工所用機械等の作業基地として使用するもの
期 間	工事期間中

(2) 受注者は、前項の敷地を使用する場合には、東日本高速道路（株）北海道支社北広島事務所長に不動産貸付申請書（様式－1）を提出するものとし、敷地の使用にあたっては、別途不動産貸付契約を北広島事務所長と締結しなければならない。なお、不動産貸付契約における敷地の使用料は無償とする。

訂正後

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格

主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。

(1) 主任（監理）技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

(2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4-2 配置技術者の工事経験

現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次の施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4－1(1)に示す資格を有している者でなければならない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

(工事経験) a) アスファルト舗装工事（高機能舗装（排水性舗装）を含む）を実施した工事

4-3 監理技術者の専任義務の緩和について

4-3-1 共通仕様書1－7－3（4）5）に記す特例監理技術者が兼務できる工事の工事範囲は以下の通り。

(対象範囲) 苫小牧中央ICから千歳ICを通過する市町村（苫小牧市、千歳市）

4-3-2 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなったときは適切に工事実績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。

4-3-3 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して共通仕様書1－7－3（4）8）で提出された内容の確認を行う。

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

(1) 共通仕様書1－9－2「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は、下表のとおりとする。なお、使用の目的は本工事の実施に限るものとする。

所 在 地	① 北海道苫小牧市字高丘（苫小牧中央IC管理用敷地） ② 北海道千歳市泉沢（千歳IC管理用敷地）
敷 地 面 積	① 約500㎡ ② 約200㎡
使 用 用 途	① 本特記仕様書6-1-1で示す発生材の仮置き場として使用するもの ② 工所用機械等の作業基地として使用するもの
期 間	工事期間中

(2) 受注者は、前項の敷地を使用する場合には、東日本高速道路（株）北海道支社北広島事務所長に不動産貸付申請書（様式－1）を提出するものとし、敷地の使用にあたっては、別途不動産貸付契約を北広島事務所長と締結しなければならない。なお、不動産貸付契約における敷地の使用料は無償とする。

2

2